

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
発行 宇治市  
総務・市民協働部  
総務課  
電話 22-3141番  
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7  
株式会社T-Flap

## 目 次

### 告 示

- 告示第150号 令和6年12月宇治市議会定例会の招集 ..... (財政課) … 2
- 告示第153号 宇治都市計画用途地域の変更の縦覧 ..... (都市計画課) … 2
- 告示第154号 宇治都市計画高度地区の変更の縦覧 ..... (都市計画課) … 2
- 告示第155号 宇治都市計画防火地域及び準防火地域の変更の縦覧 ..... (都市計画課) … 2
- 告示第156号 宇治都市計画特別用途地区的変更の縦覧 ..... (都市計画課) … 2

**宇治市告示第150号**

令和6年12月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和6年12月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和6年12月19日

宇治市長 松村 淳子

1 期 日 令和6年12月26日

2 場 所 宇治市議場

(掲示済)

**宇治市告示第153号**

宇治都市計画用途地域の変更の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年12月24日

宇治市長 松村 淳子

1 都市計画の種類

宇治都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 宇治市横島町石橋及び中川原の各一部

削除する部分 宇治市五ヶ庄戸ノ内の一一部

3 縦覧場所

宇治市都市整備部都市計画課

(掲示済)

**宇治市告示第154号**

宇治都市計画高度地区の変更の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年12月24日

宇治市長 松村 淳子

1 都市計画の種類

宇治都市計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域

削除する部分 宇治市五ヶ庄戸ノ内の一一部

3 縦覧場所

宇治市都市整備部都市計画課

(掲示済)

**宇治市告示第155号**

宇治都市計画防火地域及び準防火地域の変更の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年12月24日

宇治市長 松村 淳子

1 都市計画の種類

宇治都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 宇治市横島町石橋及び中川原の各一部

削除する部分 宇治市五ヶ庄戸ノ内の一一部

3 縦覧場所

宇治市都市整備部都市計画課

(掲示済)

**宇治市告示第156号**

宇治都市計画特別用途地区の変更の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年12月24日

宇治市長 松村 淳子

1 都市計画の種類

宇治都市計画特別用途地区

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 宇治市横島町石橋及び中川原の各一部

3 縦覧場所

宇治市都市整備部都市計画課

(掲示済)